

◆投票用紙を請求する前に必ずお読みください◆

※この用紙は、大熊町の投票所が遠いため、避難先(滞在地)近くの不在者投票所や選挙管理委員会で投票する場合に使用します。

※大熊町が設置する投票所で投票する場合は「投票所入場券(ハガキ)」で投票できますので、この用紙を提出する必要はありません。

※不在者投票用紙を請求して受け取った後、大熊町の投票所で投票しようとする場合は、投票用紙一式を返還しないと投票できませんので、あらかじめご注意ください。

投票日(令和元年11月10日)に投票所へ行くことができますか？

はい

【当日投票】

大熊町が設置する当日投票所に入場券ハガキを持参して投票してください。
(投票所の場所は同封の「選挙のお知らせ」をご確認ください)

※この用紙を提出する必要はありません。

いいえ

大熊町が設置する期日前投票所へ行くことはできますか？

はい

【期日前投票】

大熊町が設置する期日前投票所に入場券ハガキを持参して投票してください。
(投票の日時・場所は同封の「選挙のお知らせ」をご確認ください)

※この用紙を提出する必要はありません。

いいえ

【不在者投票】

避難先等で投票できる不在者投票をご利用ください。

※この用紙を記入してお早めに提出してください。